

# 利 用 の 手 引 き

## 1 2005年農林業センサスの概要

### (1) 調査の目的

本統計は農林業に関する基礎データを作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、地域の農林業の実態を明らかにすること。

### (2) 根拠法令

統計法（昭和22年法律第18号）  
統計法施行令（昭和24年政令第130号）  
農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）

### (3) 調査の沿革

1950年世界農業センサス（昭和25年）以降、10年目ごとに国際条約に基づく「世界農業センサス」を行うとともに、その中間年に我が国独自のセンサスを実施している。  
本調査は中間年に実施する「農林業センサス」で、12回目のセンサス実施となる。

### (4) 主な改正点

ア 農林業経営を的確に把握するため、これまでの世帯（農家及び林家）に着目した調査を経営に着目した調査体系とした。  
イ 従来の農業に関する三つの調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業に関する三つの調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合し、「農林業経営体調査」として一本化した。

### (5) 調査の対象

農作物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上（3 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体を対象とした。

### (6) 調査期日

平成17年2月1日現在で実施した。

### (7) 調査方法

都道府県が実施した農林業経営体調査は、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査を行った。

### (8) 調査項目

農林業経営という視点に着目し、農林業経営体数、経営耕地面積、山林面積等、農林業の生産構造、就業構造等の基本的な項目について調査を行った。

## 2 利用上の注意

- (1) 本書では、2005年農林業センサスのうち、本県が実施した農林業経営体調査の概要を掲載している。
- (2) 本書の数値は、これまでに本県が集計を行った結果（自給的農家及び土地持ち非農家に関する数値を掲載した統計表は、農林水産省の集計結果による）について掲載している。  
なお、農林水産省では、平成18年度中に集計結果の確定を行い刊行物として公表する予定である。
- (3) 統計諸表のうち、一部の統計表については、表示単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

また、「結果の概要」に掲載している各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと差が生じる場合がある。

- (4) 「結果の概要」に掲載している各表の平成12年の数値は、2000年世界農林業センサス結果を今回の調査項目に合わせて参考値として組替集計したものである。
- (5) 表中に使用した符号は、次のとおりである。  
「0」は、単位に満たないもの(例：0.4ha → 0ha)  
「—」は、調査は行ったが、事実がないもの  
「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの  
「△」は、減少したもの  
「X」は、調査客体の秘密保護上秘匿としたもの
- (6) 本書の集計結果には、国の機関は含まれていない。
- (7) 農業地域類型は、下表のとおりである。

農業地域類型	基 準 指 標
都市的地域	○ 可住地に占めるD I D面積が5%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上又はD I D人口2万人以上の旧市区町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人/km <sup>2</sup> 以上の市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村。
中間農業地域	○ 耕地率20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村 ○ 耕地率20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村
山間農業地域	○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村

- 注：1) 法定順位：都市的地域 → 山間農業地域 → 平地農業地域・中間農業地域  
2) D I D〔人口集中地区〕とは、人口密度4,000人/km<sup>2</sup>以上の国勢調査地区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。  
3) 傾斜は、1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

### 3 用語の解説

#### 【農林業経営体】

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>ア 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業</p> <p>イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 アール</td></tr> <tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 平方メートル</td></tr> <tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 アール</td></tr> <tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 平方メートル</td></tr> <tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr> <tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr> <tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr> <tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr> <tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> <p>ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）</p> <p>エ 農作業の受託の事業</p> <p>オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>	①露地野菜作付面積	15 アール	②施設野菜栽培面積	350 平方メートル	③果樹栽培面積	10 アール	④露地花き栽培面積	10 アール	⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 アール																						
②施設野菜栽培面積	350 平方メートル																						
③果樹栽培面積	10 アール																						
④露地花き栽培面積	10 アール																						
⑤施設花き栽培面積	250 平方メートル																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。</p>																						
個人経営体 （農家・林家）	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まない。）</p>																						
法人経営体	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。（一戸一法人は含まれる。）</p>																						
農業経営体のうち家族経営	<p>上記「農業経営体」のうち個人経営体（農家）及び法人経営体のうち一戸一法人をいう。</p>																						
林業経営体	<p>上記「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p>																						
牧草地経営体	<p>牧草を経営することにより、家畜の預託事業を営むことを目的とするもの又は共同で牧草を栽培し、共同で採草、放牧に利用することを目的とする事業を行う者をいう。</p>																						
一世帯複数経営	<p>同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が農林業経営体の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。</p>																						

## 【組織・世帯】

農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
株式会社	商法（明治32年法律第48号）に基づく株式会社の組織形態をとっているものをいう。
有限会社	有限会社法（昭和13年法律第74号）に基づく有限会社の組織形態をとっているものをいう。
合名・合資会社	商法に基づく合名会社と合資会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
農協	農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき、組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
農家	平成17年2月1日現在（沖縄県にあっては、平成16年12月1日現在）の経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ農産物販売金額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で、耕地及び耕作放棄地を5アール以上所有している世帯をいう。

## 【農業類型】

農業投下労働規模別分類	農業経営に投下された総労働量を標準化した値で比較するための分類をいう。 年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日/人）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類を行う。
単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。
複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

家族経営構成別分類	家族経営の労働力構成、経営への家族の参画状況等を明らかにするための、家族経営構成員の世代構成による分類をいう。
一世代家族経営	家族経営構成員が、経営主一人又は経営主夫婦等一世代で構成されるものをいう。なお、経営主とその兄弟による経営は一世代とした。
二世代家族経営	家族経営構成員が、経営主と子又は経営主と親又は経営主と孫等二世代で構成されるものをいう。
三世代等家族経営	経営主、子及び孫等三世代で構成されるものをいう。なお、経営主のおじ、おば、いとこ等を含むものは三世代とした。
農業主従別分類	家族経営構成員（経営者と経営構成員）の農業従事日数と農業以外への従事日数の比較により農業の担い手を析出するための分類として、2000年世界農林業センサスから採用した。
農業従事が主	家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を上回る（同数を含む。）農業経営体をいう。
農業従事が従	家族経営構成員の自営農業従事日数の合計が自営農業以外の仕事に従事した日数の合計を下回る農業経営体をいう。
主副業別分類	農業所得と農業労働力の状況を組み合わせて農業生産の担い手農業経営体により鮮明に析出する分類をいう。
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家をいう。
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。
準農業専従者	調査期日1年間の農業従事日数が60～150日の者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。

## 【農業労働力】

経営者	その経営体の農林業経営に責任を持つ者をいう。
経営構成員	経営者以外で自営農業に30日以上従事する世帯員及び他出の農業後継者をいう。
農業後継者	次の代で農業経営を継承することが確認されている者をいう。

農業従事者 満15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口 調査期日前1年間に「農業のみに従事した世帯員」及び「農業と兼業の両方に従事したが、農業の従事日数の方が多し世帯員」のことをいう。

基幹的農業従事者 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事にのみ従事	仕事に就いた
			農業が主	その他の仕事に主		
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者				
	主に家事や育児	農業就業人口		農業従事者		
	その他					

認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。

【農業経営の特徴】

農業生産関連事業 自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等、農業生産に関連した事業をいう。

農産物の加工 販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工することをいう。

店や消費者に直接販売 自ら生産した農畜産物やその加工品を直接店や消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。

貸農園・体験農園等 所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。自己所有の農地を、地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは除く。

観光農園 農業を営む者が、観光客等には場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は鑑賞させ代金を得ている事業をいう。

農家民宿 農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。

農家レストラン 農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。

家族経営協定 家族で世帯員の役割分担、労働時間・休日・休暇など就業条件、収益の分配、経営の継承などについて、世帯員間の話し合いに基づき取り決めを行っているものをいう。

契約生産 農産物や畜産物の生産を、消費者や小売店（スーパー、生協等）等とあらかじめ契約して行っているものをいう。

環境保全型農業 「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物質的循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。

## 【農地】

経営耕地 農林業経営体が経営する耕地（田、畑及び樹園地）をいう。  
経営耕地面積は、経営体が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたものをいう。

借入耕地 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地 所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付けする考えのない耕地をいう。  
転作のため休耕している耕地で、今後作付けする考えのある耕地は含まない。

ハウス・ガラス室 ビニールハウス、ガラス室などの施設で、その中で普通の姿勢で作業できるものをいい、水稻の育苗、きのこ栽培、葉たばこの乾燥など施設園芸の対象に含まれない作業のみを行う施設は含めない。  
なお、全国的に調査を実施した「過去1年間に施設園芸に使用したハウス・ガラス室の面積規模別経営体（又は農家）数（又は面積）」を掲載した統計表には雨よけ程度の施設を含めないが、本県独自に調査を実施した「施設面積の内訳」を掲載した統計表には雨よけ程度の施設を含めている。

## 【林業】

山林 用材、薪炭材、竹材、その他の林産物を集団的に育成させるために用いている土地をいい、農林業センサスでは実際の状態で土地の種類を分けるため、台帳上の地目がどうであっても、現況が山林ならばすべて山林とする。なお、樹木が点々と生えている所であっても、枝や葉がその土地の3割以上を覆っていると認められる場合は山林とする。

所有山林 世帯員の誰かが、実際に所有している山林をいい、相続登記は済んでいないが実際には相続しているもの、買ったり、財産として分けてもらった（贈与された）が登記が済んでいないため、まだ前所有者の名義になっているもの、共有林等の割地で割り替えされないもの（半永久的に利用できる区域）を含む。

保有山林 世帯が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。

林産物の販売	保有山林から生産された林産物（用材、ほだ木用原木、林野特産物をいい、立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木等は除く。）を、調査期日前1年間に販売（自家消費に向けたものを含む。）したものをいう。
林業従事世帯員	過去1年間に自営林業に従事した世帯員をいう。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ苗木を植えたり、種子をまいたり、さし木したりする作業をいい、植林のための地ごしらえ、苗木運搬など一連の作業もすべて含む。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈りと除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなど植林から間伐までの作業をいう。
間伐	除伐後に行う作業で、立木密度を調整して林木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために行う伐採をいい、一度に全面積を伐採する皆伐、何度かに分けて抜き切りする択伐とがある。